

諮問実施機関：熊本県教育委員会
諮問日：令和3年（2021年）3月31日（諮問第210号）
答申日：令和4年（2022年）3月17日（答申情第169号）
事案名：令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査関係文書の部分開示決定に関する件

答 申

第1 審議会の結論

熊本県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査関係文書について、令和2年（2020年）8月14日に行った部分開示決定において不開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については不開示が妥当であるが、その他の部分は開示すべきである。

第2 諮問に至る経過

- 1 令和2年（2020年）7月2日、審査請求人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、「貴自治体における『令和元年度実施教員採用選考試験』（あるいはそれに相当する名称）について、別表1の内容が記載された文書一式。」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 令和2年（2020年）8月14日、実施機関は、本件開示請求に該当する行政文書として、以下アからスの文書についてはその全部を開示し、以下セからニに関する文書（以下「本件不開示文書」という。）については、条例第7条第6号の規定に該当することを理由に不開示とする部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行い、審査請求人に通知書を送付した。
 - ア 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査実施要領・志願書
 - イ 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査第一次考査合格者等
 - ウ 面接前調査票
 - エ 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査（教諭等）調査票
 - オ 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査第二次

選考考査の合格者数等について

カ 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査の第一次考査の結果及び第二次考査について（通知）

キ R2教員採用選考考査揭示物

ク 受考上の注意

ケ 受考者の皆様へ

コ 済々黌高校日程（本部揭示用）

サ 第一高校日程（本部揭示用）

シ 熊本商業高校日程（本部揭示用）

ス 令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査筆記試験問題

セ 評価の観点及び採点基準に関する文書

ソ 出題意図に関する文書

タ 設問の趣旨に関する文書

チ 評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイントに関する文書

ツ 評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階に関する文書

テ 面接試験の実施方法に関する文書

ト 面接試験委員が面接をする上での留意点に関する文書

ナ 面接試験における質問例に関する文書

ニ 問題作成の基本的な方針に関する文書

3 令和2年（2020年）8月25日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して本件部分開示決定を不服とする審査請求を行った。

4 令和3年（2021年）3月31日、実施機関は、この審査請求に対する裁決を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問を行った。

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件部分開示決定の取消し及び該当文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書等によれば、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る情報は、静岡県を始め他自治体では詳細に公開されており、熊本県で公開できない理由はない。よって、本件部分開示決定における非公開部分について、個人情報に関すること以外の部分については、全て公開するものとする。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、弁明書等によると次のとおりである。

条例第7条は、開示請求に係る行政文書に同条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないと定めている。すなわち、同条各号に掲げる情報は不開示情報となるが、実施機関は、審査請求人が行った本件開示請求の対象文書のうち本件不開示文書に同条第6号に掲げる情報が記載されていると判断した。

条例第7条第6号では、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。この規定の具体的な解釈については、熊本県情報公開条例解釈運用基準において、試験等の事務事業の性質上、「情報を得たものと得ていないものとの間に不公平が生じ、特定の者に対して不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある」情報、「公にすることにより事務事業を実施しても予想通りの結果が得られず、当該事務又は事業を実施する意味を喪失し、当該事務事業の目的が損なわれる」情報等を指すとされており、本件不開示文書はこれらに該当するものである。以下、当該判断の理由を詳述する。

なお、本件不開示文書のうち「評価の観点及び採点基準に関する文書」（第2の2セ）については、審査請求人に確認したところ、筆記試験、面接試験を含めた試験全体に係る評価の観点及び採点基準に関する文書を指すものであり、筆記試験については該当する文書がもとより公開され、面接試験については「評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイントに関する文書」（第2の2チ）及び「評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階に関する文書」（第2の2ツ）がこれに相当することから、各文書の判断の理由において説明する。

① 出題意図に関する文書について（第2の2ソ）

問題を作成する際に特に重要視する項目及び問題を作成するに当たり踏まえるべき内容が記載されている。

これを公にすることにより、受考者は、出題する問題をあらかじめ予想することができるおそれがあり、試験を実施する意味を喪失してしまう。また、特定の者にこれを開示した場合、開示を受けた者又はその関係者に不当な利益をもたらすことになる。

② 設問の趣旨に関する文書について（第2の2タ）

教員採用選考において実際に問う事項及びその設問の形式、すなわち当該事項について受考者の能力をどのように測るかが記載されている。

これを公にすることにより、受考者は、実際に問う事項を知ることができ、試験を実施する意味を喪失してしまう。また、特定の者にこれを開示した場合、開示を受けた者又はその関係者に不当な利益をもたらすことになる。

③ 評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイントに関する文書について（第2の2チ）

教職科目の分野ごとの問題数及び配点に関すること、専門教科の教科ごとの問題数及び配点に関することが記載されている。

平均点に関すること、教科ごとの出題数、教職科目の問題の分野の構成等の内容が含まれるため、これを公にすることにより、受考者は、どの項目がどの程度重視されているのかを知ることができ、当該項目にのみ特化した対策を行うなど受考者において受験技術を先行させる姿勢を生じさせ、教員採用選考の目的を達成できなくなる可能性がある。

④ 評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階に関する文書について（第2の2ツ）

評価の観点に関することや評価の着眼点に関することが記載されている。

これを公にすることにより、面接試験で受考者を評価する項目が明らかとなるため、試験を実施する意味を喪失してしまう。また、特定の者にこれを開示した場合、開示を受けた者又はその関係者に不当な利益をもたらすことになる。

⑤ 面接試験の実施方法に関する文書について（第2の2テ）

面接の視点に関すること、評価の判断材料となる観察記録に関すること、評価の項目の定義に関することが記載されている。

試験員の役割分担、評価方法等の内容が含まれるため、これを公にすることにより、受考者は面接試験における面接員の視点等をあらかじめ

知ることができ、受験技術を先行させる姿勢を受考者に生じさせ、公正かつ円滑な教員採用選考の実施を妨げ、当該選考の目的を達成することができなくなる可能性がある。

⑥ 面接試験員が面接をする上での留意点に関する文書について（第2の2ト）

面接の導入に関することや評価を行う上での具体的な質問の方法に関することが記載されている。

これを公にすることにより、受考者は、面接でどのような工程を踏んで受考者を評価していくかを知ることができ、受験技術を先行させる姿勢を受考者に生じさせ、公正かつ円滑な教員採用選考の実施を妨げ、当該選考の目的を達成することができなくなる可能性がある。

⑦ 面接試験における質問例に関する文書について（第2の2ナ）

面接試験における各テーマ別の質問内容が記載されている。

これを公にすることにより、受考者は実際の質問内容を知ることができるため、試験を実施する意味を喪失してしまう。また、特定の者にこれを開示した場合、開示を受けた者又はその関係者に不当な利益をもたらすことになる。

⑧ 問題作成の基本的な方針に関する文書について（第2の2ニ）

学習指導要領の中で特に重要視する項目について記載されており、不開示とした理由は「1 出題意図に関する文書」と同様である。

第5 審議会の判断

当審議会は、審査請求人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 本件開示請求について

本件開示請求は、令和元年度実施教員採用選考試験（あるいはそれに相当する名称）について、別表1の内容が記載された文書の開示を求めたものであり、実施機関は、第2の2アからスの文書について全部を開示し、セからニに関する文書について不開示とする部分開示決定を行ったものである。

2 本件不開示文書について

本件開示請求において不開示とされた第2の2セからニに関する文書

を審議会において見分し、以下の二つの文書であることを確認した。

- (a) 平成32年度(2020年度)熊本県公立学校教員採用選考考査第1回問題作成検討委員会「問題作成上の留意事項」(以下「本件不開示文書(a)」という。)
- (b) 令和2年度(2020年度)熊本県公立学校教員採用選考考査第二次考査模擬授業・個人面接 実施要領(以下「本件不開示文書(b)」という。)

本件不開示文書(a)には、教員採用選考考査の問題作成に関するスケジュール、内容、問題作成上の注意事項及び確認事項等が記載されており、本件不開示文書(b)には模擬授業・個人面接に関する概要、試験員の役割分担や評価方法等が記載されている。

3 本件不開示文書(a)及び(b)の条例第7条第6号該当性について

(1) 条例第7条第6号について

本号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ここでいう、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の「支障」については、名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 不開示妥当部分について

上記(1)の解釈に照らし、本件不開示文書(a)及び(b)を見分したところ、別表2に掲げる部分については、以下のとおり不開示とすることが妥当であると判断した。

ア 採点会場(別表2のNo.1)について

教員採用選考は、その事務の実施にあたり、公平性の担保や高度な機密性が求められるものであり、そのような事務の性質から不正や情報の流出などの危険性が完全に排除された上での実施が求められる。当該情報は、採点が行われる会場の具体的な情報であり、これを開示することで、採点事務に従事する者に対する不当な介入など不正な行為を誘発することが想定される。したがって、教員採用選考という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認

められるため、不開示とすることが妥当である。

イ 問題作成会場（別表 2 の No. 2）及び出張用務の記入方法（別表 2 の No. 3）について

上記アでも述べたとおり、教員採用選考はその事務の性質上、不正や情報の流出などの危険性が完全に排除された上での実施が求められる。これらの情報は、それぞれ、問題作成が行われる会場の具体的な情報、問題作成者が問題作成に係る出張を行う際に事務手続上必要となる情報であり、いずれも公になることで、問題作成者の特定につながり、出題内容自体の流出や問題作成に関わる者への不当な介入など不正な行為を誘発することが想定される。したがって、教員採用選考という事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とすることが妥当である。

ウ 面接員の質問例、着眼点（別表 2 の No. 4）について

当該情報には、面接における質問例や評価の着眼点等が具体的に記載されている。受考者がこれらの情報を入手した場合、あらかじめ回答を準備して面接に臨むことができるようになることで、形式的な面接となり、限られた時間の中で、受考者の本来の資質、能力を測ることが困難になることが想定される。したがって、教員採用選考という事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とすることが妥当である。

(3) その他の部分について

上記(2)で不開示妥当と判断した部分以外については、既に公開されている情報や教員採用選考に関する一般的な内容であり、公にすることにより、教員採用選考という事務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然的なおそれがあるとは認められないため、開示することが妥当である。

4 結論

以上により、冒頭の「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

第 6 審議の経過

以下のとおり。

年 月 日	審 議 の 経 過
令和3年（2021年）3月31日	・ 諮問（第210号）
令和3年（2021年）9月24日	・ 審議
令和3年（2021年）11月26日	・ 審議
令和3年（2021年）12月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
令和4年（2022年）1月28日	・ 審議
令和4年（2022年）2月24日	・ 審議

熊本県情報公開・個人情報保護審議会

会 長 馬場 啓
 会長職務代理者 徳永 達哉
 委 員 甲斐 郁子
 委 員 関 智弘
 委 員 詫間 幸江

別表 1

公文書のグループ	開示を求める内容
選考基準関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選考基準及び選考手順 ・ 各試験種目の得点配分 ・ 第1次選考試験合格者数等の試験結果の概要 ・ 基本的な考え方
筆記試験解答関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筆記試験の解答例の客観問題に係る部分のうち、論述問題に係る部分と密接な関連を有しない部分及び論述問題に係る部分と密接に関連する部分のうち開示することにより採点事務に支障が生じるおそれがないと実施機関が認める部分 ・ 配点 ・ 評価の観点及び採点基準 ・ 出題意図 ・ 実技試験評価表 ・ 筆記試験の問題
採点関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採点の目的及び設問の趣旨 ・ 評価基準、採点基準及び配慮事項並びに採点ポイント ・ 判定会が招集された場合の措置 ・ 筆記試験の問題
面接試験関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の観点、評価の視点並びに評価の観点ごとの評価の段階及び評定の段階 ・ 受験者に配布される書面の様式部分、試験会場の提示物の内容、試験会場において受験者に対して伝達される内容、試験の日時及び場所 ・ 面接試験の目的、実施方法及び判定会招集の場合の措置 ・ 面接試験委員が面接を実施する上での留意点 ・ 第1次試験合格者等の試験結果の概要 ・ 面接試験における質問例
問題作成関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験時間、集団面接の方法並びに問題及び試験結果の開示についての対応に係る情報 ・ 試験の基本的な考え方、試験において把握しようとする受験者の資質及び能力、問題作成の基本的な方針並びに実技試験の内容等 ・ 試験種目、試験会場及び試験実施日 ・ 筆記試験の配点
試験実施関係公文書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試験当日の時間割及び実施する試験の概要 ・ 試験関係者の業務内容、試験係員からの受験者への説明、校舎配置図、会場設営方法及び判定会招集の場合の措置 ・ 試験期日、試験会場及び試験種目

別表 2

No.	不開示部分	根拠規定
1	採点会場	条例第7条第6号
2	問題作成会場	
3	出張用務の記入方法	
4	面接員の質問例、着眼点	